

健発0930第9号
薬食発0930第13号
食安発0930第1号
能発0930第1号
雇児発0930第1号
老発0930第1号
平成27年9月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

医薬食品局長
(公印省略)

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

職業能力開発局長
(公印省略)

雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

老健局長
(公印省略)

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う健康局、医薬食品局、医薬食品局食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の組織再編等について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第330号）が平成27年9月18日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第157号）が本日公布され、ともに同年10月1日から施行される。これにより、健康局、医薬食品局、医薬食品局食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の組織再編等が行われることとなった。今回の改正の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底方御配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

高齢化の進展等を踏まえ、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することが求められているところであり、健康寿命の延伸を推進するための組織改革を行うことにより、国民の生活の質の向上と持続可能な社会保障制度の確立を推進する。

また、国民の生活に関連し、公衆衛生の向上の観点から行われる行政を一体的に実施するための組織の見直しを行う。

さらに、より効率的・効果的な職業能力開発行政の推進を行うための職業能力開発局の内部組織の見直し、より効果的な少子化対策のための雇用均等・児童家庭局の所掌事務の見直し及び認知症施策の推進のための老健局の内部組織の見直しを行うものである。

第2 改正の内容

1 健康局の組織再編について

- (1) 「がん対策・健康増進課」を「健康課」として振替新設し、また、予防接種室を移管し、「国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病」に関する事務及び「予防接種の実施に関する事務」等の予防施策を一元的に所掌する課とする。
- (2) 「疾病対策課」を「がん・疾病対策課」として振替新設し、「がんその他の疾病の予防及び治療に関する事務」等を所掌する課とする。
- (3) 結核感染症課の所掌事務に、「感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。」

を加えるとともに、性感染症に関する事務を一元的に実施するため、「エイズ」に係る事務を結核感染症課の所掌事務とする。

- (4) 「難病対策課」を新設し、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関する事務」等の難病対策に係る事務を所掌する課とする。また、これまで疾病対策課が所掌していた「臓器移植、造血幹細胞移植及びハンセン病」に関する事務を難病対策課の事務として移管する。

2 医薬食品局の組織再編について

- (1) 「医薬食品局」及び「食品安全部」の名称を「医薬・生活衛生局」及び「生活衛生・食品安全部」に改称する。
- (2) 健康局の生活衛生課及び水道課を、新設する生活衛生・食品安全部に振替設置する。
- (3) 食品安全部の基準審査課の事務のうち、「栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品の衛生に関する取締り」に関する事務を、監視安全課に移管する。

3 職業能力開発局の組織再編について

- (1) 能力開発課に、「公共職業訓練及び求職者支援訓練の計画に関すること並びに当該計画に関する訓練の実施及び関係行政機関等との連絡調整」を行う「訓練企画室」を設置する。
- (2) 「育成支援課」の名称を「キャリア形成支援課」に改称し、同課に「事業主等による職業能力の開発及び向上」に関する事務を行う「企業内人材育成支援室」を置く。またこれに伴い「実習併用職業訓練推進室」及び「キャリア形成支援室」を廃止する。
- (3) 能力評価課に設置する「主任技能検定官」及び「技能検定官」の名称を「主任職業能力検定官」及び「職業能力検定官」に改称する。
- (4) 海外協力課に「海外協力室」を置き、職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち、「外国人に係る研修及び技能実習に関するもの」を海外協力課本課の所掌事務とし、「これらの事務以外のもの」を「海外協力室」が担当する。

4 雇用均等・児童家庭局の所掌事務の移管について

- (1) 「育成環境課」を廃し、「総務課少子化対策企画室」の名称を「総務課少子化総合対策室」に改称する。

- (2) これまで育成環境課が所掌していた、「放課後児童健全育成事業」等の事務については、「少子化総合対策室」に移管する。
- (3) 「児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病」にかかる事務については、難病対策課の所掌事務として移管を行う。

5 老健局の内部組織の見直しについて

- (1) これまで高齢者支援課が所掌していた、「認知症に関する対策の企画立案等」の事務については、総務課に移管する。これに伴い、高齢者支援課に置かれた「認知症・虐待防止対策推進室」を廃し、総務課に「認知症施策推進室」を置く。なお、「高齢者虐待の防止」等に関する事務については、引き続き高齢者支援課が所管する。
- (2) これまで振興課が所掌していた「福祉用具」に関する事務及び「住宅の改善」に関する事務については、高齢者支援課に移管する。

6 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い健康局、医薬食品局、食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された健康局、医薬食品局、食品安全部、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局及び老健局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

2 改称された部局の名称の英訳については下記のとおりとする。

「医薬・生活衛生局」は、Pharmaceutical Safety and Environmental Health Bureauとし、「生活衛生・食品安全部」は、Department of Environmental Health and Food Safetyと改めることとする。